

健康第 318 号
令和 3 (2021) 年 9 月 9 日

各部局長
教育長
警察本部長 } 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

在留外国人への新型コロナウイルス感染症対策の周知について (依頼)

本県においては、8月8日からはまん延防止等重点措置区域、同月20日からは緊急事態措置区域として、県民及び事業者に対し感染症対策を徹底する要請を行うなどの対策を強化してきました。

その結果、新規感染者数等は減少傾向にありますが、医療提供体制への負荷は依然として高く、危機的状況が続いております。

感染症対策の徹底については、在留外国人を含むすべての県民、事業者の協力が重要なところ、在留外国人が言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めないことがないように、必要な情報発信等が求められているところです。

つきましては、以下の県ホームページにおいて、感染予防等の多言語版パンフレット等を公開しておりますので、貴関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、各市町宛て多言語版パンフレットのデータを配布しておりますので申し添えます。

【掲載ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症の予防について (多言語版パンフレット)

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou_foreigners.html



○新型コロナウイルスワクチン接種について「外国人の皆さんへ」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/coronavaccinegaikokujin.html>



栃木県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局
社会対策グループ
(保健福祉部感染症対策課 TEL 3125)